

東京海洋大学海洋資源環境学部における大学以外の教育施設等における学修に関する取扱要領

平成29年2月20日

海洋大規第95号

改正 平成30年12月28日海洋大規第118号

第1 この要領は、東京海洋大学学則第35条及び第36条の規定に基づき、文部科学大臣が別に定める学修を東京海洋大学（以下「本学」という。）海洋資源環境学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定する資格、授業科目、単位数、成績の評価及び評価点は、次のとおりとする。ただし、単位修得済みの授業科目には適用しない。

認定する資格	授業科目		単位数	成績の評価及び評価点
実用英語技能検定1級 又は TOEFL (iBT) 95点以上 又は IELTSバンド7.0以上	総合科目	Basic English I	1	A+ (100点)
		Basic English II	1	
		Practical English I	1	
		Practical English II	1	
		Effective English I	1	
		Effective English II	1	
実用英語技能検定準1級 又は TOEFL (iBT) 72点～94点 又は IELTSバンド5.5～6.5		Basic English I	1	
		Basic English II	1	
実用英語技能検定1級 又は TOEIC Listening & Reading Test 600点以上 又は TOEFL (iBT) 72点以上 又は IELTSバンド5.5以上	基礎科目	TOEIC入門	1	
		TOEIC演習	1	

第3 前項の表中「TOEIC Listening & Reading Test（以下「TOEIC L&R」という。）600点以上」は、学則第36条の規定にかかわらず、本学入学後に受験したTOEIC L&R（公開テスト又は学内で実施したIPテスト）のスコアに限るものとする。

第4 単位の認定を受けようとする者は、別紙様式による単位認定願に資格のスコアカード又は合格証明書を添えて教務課に提出するものとする。

第5 単位の認定の申請は、次のとおり行うものとする。なお、資格に有効期限が付されていない場合は資格のスコアカード又は合格証明書に記載された資格の認定日（資格の認定日

が記載されていない場合は資格の受験日)から2年以内に、資格に有効期限が付されている場合は資格の有効期限までに、それぞれ申請を行うものとする。

①入学前に資格を取得した場合

第1年次前学期履修登録期間内で別に定める期日までに申請する。

②在学中に資格を取得した場合(③による場合を除く)

取得後、認定を受けようとする学期の履修登録開始の前日までに申請する。ただし、「TOEIC演習」については、当該学期の履修登録開始日以後であっても、履修登録がされていない場合に限り、別に定める期日まで申請を認めるものとする。

③4月のオリエンテーションで実施されたTOEIC L&R(学内で実施するIPテスト)で資格を取得した場合

資格を取得した年次における前学期履修登録期間内で別に定める期日までに申請する。ただし、止むを得ない理由により当該期日までに申請が出来なかった場合には、認定を受けようとする学期の履修登録開始の前日まで申請を認めるものとする。

第6 認定した授業科目及び単位は、本人に通知するものとする。

**附 則**

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年海洋大規第118号)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する学生にあつては、なお従前の例による。